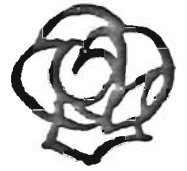


豊島区広報

選挙特集号



昭和42年4月10日 東京都豊島区役所発行

東京都豊島区東池袋1-18-1 大代表(981) 1111

統一地方選挙迫る 投票日は4月15日



私たちに、もっとも身近な区政や都政を今後4年間まかせるために、私たちの代表者を選ぶ統一地方選挙も間近に迫りました。当区では、都知事と区議会議員選挙(定員四十八名)のほか、都議会議員一名を選ぶ補欠選挙も同時に行なわれます。候補者も運動員もまた一般有権者も、みんなで選挙法を守り、文字どおり「明るく正しい選挙」で「明るい東京 住みよい豊島」を築くため自分の正しい判断により洩れなく投票いたしましょう。「棄権は危険ともいわれます」自分ひとりぐらいいは——という考え方は捨てて、地方政治に参与する唯一の機会に、投票により積極的に政治に参加いたしましょう。

選挙権

- 1 区議会議員選挙
選挙人名簿に登録されていて、投票日まで引き続き3カ月以上、区内に住所のある方です。従って名簿に登録されていても区外に転出した方は、選挙権がありません。
- 2 都知事、都議会議員補欠選挙
(1) 区議会議員選挙の選挙権のある方

- (2) 都内の区市町村の選挙人名簿に登録されている方で、その後一度だけ都内の他の区市町村の区域内に住所を移した方は、新しい住所で名簿に登録されていなくとも選挙権があります。
- この場合は、新しい住所の区市町村から住民票抄本(選挙のために使用する旨申し出れば無料です)の交付を受け、この抄本を持って前住地の投票所で投票することができます。

へたとえばV板橋区の名簿に登録されている方が、先月当区に転入された場合は、当区の出張所で住民票抄本の交付を受け、それをお持ちになれば、板橋区で投票できます。

都議会議員補欠選挙

補欠選挙の行なわれるのは、豊島区と台東・杉並世田ヶ谷および北の五つの区のみです。

投票用紙の色わけ

- 投票用紙の色は、つぎのとおりですから誤りのないように、それぞれの選挙の候補者一名の氏名のみを正確に書いて投票してください。
- ★ 都知事選挙……………たまご色
 - ★ 都議会議員補欠選挙……………銀ねず色
 - ★ 区議会議員選挙……………うぐいす色

投票の順序

投票の順序は、つぎのとおりですから、他の選挙の候補者名を書かないように充分ご注意ください。

- ☆ 一番目に……………都知事選挙
- ☆ 二番目に……………都議会議員補欠選挙
- ☆ 三番目に……………区議会議員選挙

選挙公報

都知事と都議会議員補欠選挙公報は、4月11日頃までに各世帯にお配りする予定です。万一に配達されない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。なお、区議会議員の選挙公報は発行されませんのでご注意ください。

あなたは政治の主人公

不在者投票

- 不在者投票のできる方
- ①出張その他職務に従事などで投票所に来られない方
- ②やむを得ない事故や旅行中などのため投票所に来られない方
- ③出産、病気などで投票日に歩行が著しく困難と見込まれる方
- ④都内の他の市区町村の区域内に一回限り住所を移した方(区議会議員選挙を除く)

不在者投票の方法

○不在者投票の方法
 以上のような理由で投票する場合でも「不在者投票事由該当証明書」が必要です。

証明書は、原則としてつきの方が発行したものに限り、
 ①仕事の関係……社長などの所属
 ②用務で旅行……区市町村長
 ③出産・病気……医師または助産婦
 ④住所移転……現住地の市町村長

代理投票

字を知らない方や体の故障など

どで字の書けない方は、本人が投票所の係員に申し出てくださいます。代って書いてもらうことができます。法律により絶対秘密が守られていますから、安心してお申し出ください。

点字投票

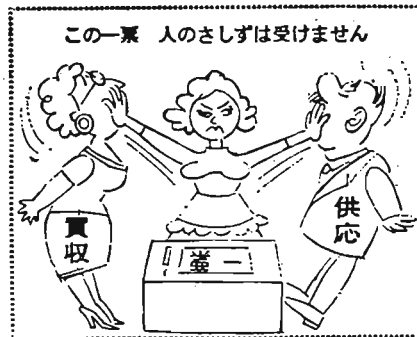
盲人のため、点字投票をしようとする方は、投票所で申し出てくださいます。

投票所整理券

整理券を紛失したり、またはなにかの間違いで届かなかった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。投票所の係員へお申し出ください。

投票所

投票所は1月の総選挙の際と同じですが、同時に三つの選挙が行なわれるため、広い体育館などが必要です。



場合は、階上が投票所となり、ご不便をおかけすることになります。特、特殊の事情なのでご諒承をお願いします。

公営のポスター 掲示場

都知事選挙用が二九三か所、都議会議員選挙用が三七か所(投票所のみ)設置されています。また、掲示場の前には駐停車しませんが、掲示場の前には駐停車しないよう区民みさんご協力をお願いします。

候補者の胸章

都議会議員および区議会議員選挙の候補者の方には、明るく正しい選挙のシンボルである

「白バラ」の胸章をつけて、明るく正しい選挙をしていただくようお願いしてあります。

なお、都議候補者は空色、区議候補者は赤色の下げリボンがついております。

選挙のルール

☆選挙運動用ポスター

都知事の候補者はポスター掲示場以外に掲示できません。都議候補者、区議候補者とも千二百枚のポスターの掲示ができますが、都議の場合は選挙管理委員会の検印を区議の場合は同委員会から受けた証紙が貼られていなければなりません。

☆ポスターの掲示

選挙運動用ポスターを掲示しようとするときは、居住者(居住者がいないときは管理者など)の許可を得なければなりません。また国や都・区などの所有管理するものには掲示することができません。

☆看板

選挙運動用自動車に取り付

選挙運動に用いられるハガキは、◇都知事…七万枚(無料) ◇都議…五千枚(有料) ◇区議…千二百枚(有料)

☆流し連呼

都知事選挙だけは、午前7時から午後8時までの間に限り走行中の選挙運動用自動車から連呼することができます。都議および区議選挙では走行中の連呼、演説は禁止されています。

☆選挙運動用ハガキ

くわしいことについてのお問い合わせは……

豊島区選挙管理委員会へ 電話(981)一一一一